

〇〇（都道府県名）感震ブレーカーの普及推進に関する計画（例）

令和 年 月 日

第 1 目的

大規模地震時には、住民等が避難を要することにより、火災の発見、通報、初期段階での消火が遅れ、また、災害の同時発生により、消防力が不足し、水道管の破断等により消防水利が確保できないなど、消火活動が困難な状況となり、特に木造密集市街地等では大規模な火災につながるおそれがある。近年の大規模地震においては、電気に起因する火災が多く発生しており、地震時の電気火災リスクを低減するため、感震ブレーカーの普及を推進することが必要である。

このような観点から、〇〇（都道府県名）地域防災計画において、感震ブレーカーの普及が位置づけられたところであり、その実効性を確保するため、本計画において地域の実情に即した形での体制作り等、感震ブレーカーの普及推進について具体的な取組内容を定める。

第 2 普及推進に向けた取組の進め方

感震ブレーカーの普及推進にあたって、主な取組の流れは以下の通りである。各地域の火災予防や地震対策の推進体制を基礎としつつ、感震ブレーカーの普及推進における主な関係者との協働体制を構築するとともに、本〇〇（都道府県名）内の実情に即した必要な取組を進めるものとする。

＜感震ブレーカーの普及推進の取組＞

- 1 感震ブレーカーに関する広報啓発
- 2 感震ブレーカーの普及推進体制の構築
- 3 重点エリア等の設定
- 4 感震ブレーカーの設置状況の把握等
- 5 感震ブレーカーの設置に係る支援等

（解説）感震ブレーカー普及推進全体の流れ

感震ブレーカーの普及推進に関する計画においては、当該地域における取組の進め方、取組の具体的な内容として、広報啓発、普及推進体制の構築、重点エリア等の設定、設置状況の把握のための調査、設置に係る支援等について定め、地域の実情に合わせて設置率等の目標を設定する等しながら進捗を管理し、必要に応じて計画や取組内容の見直しを行っていくことが重要である。

第 3 取組の具体的な内容

1 感震ブレーカーに関する広報啓発

地震火災の予防の観点から、感震ブレーカーについて、住民の理解を促進し、円滑な普及推進を図るため、関係者と連携し、幅広く普及啓発を行う。

消防庁及び内閣府による感震ブレーカーの設置支援状況等の調査（令和6年）においては、多くの自治体が今後の課題として、感震ブレーカーの認知度や通電火災の危険性に対する認知度の向上が必要であると回答している。このため、まずは地域住民への感震ブレーカーの広報啓発を行うことが重要である。

1 大規模地震時の火災の危険性

- (1) 大規模地震時に火災が発生した場合、速やかに消火活動を行うことが困難となることから、延焼火災につながる危険性が高く、広範囲な地域が焼失する可能性がある。
- (2) 阪神・淡路大震災や東日本大震災では、地震による火災の半数以上を電気に起因する火災が占めており、地震による停電後の不在時に通電した際、火災が発生した例もある。特に木造密集市街地等の延焼火災の可能性が高い地域においては、火災の危険性が大幅に増加する。

2 感震ブレーカーの設置など地震火災への対策

地震火災対策として、住まいの耐震化、家具の転倒防止対策、燃えやすい物を燃焼器具の近くに置かない等様々な方法があり、その中の一つとして感震ブレーカーがある。

- (1) 感震ブレーカーの設置
- (2) 住宅の耐震化
- (3) 家具の転倒防止措置
- (4) 身の回りの整理整頓
- (5) 住宅用消火器の設置
- (6) 住宅用火災警報器の設置・維持管理
- (7) 電気の遮断
- (8) 周辺機器（電気器具、暖房器具等）の異常確認
- (9) 自主防災組織等や訓練への参加



3 大規模地震時の電気火災のメカニズム

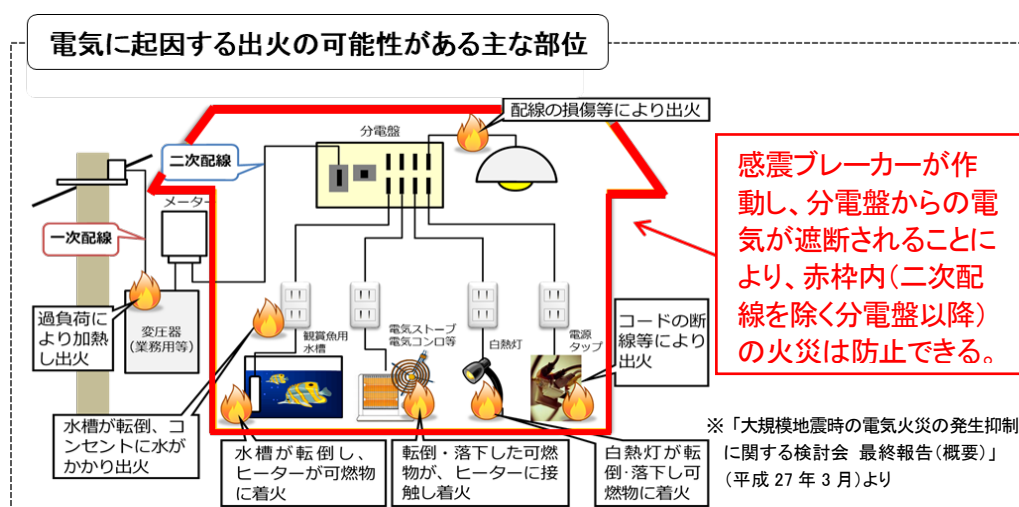
- (1) 電気火災の出火元として、電熱器具や電気機器、電気配線、配線器具などが考えられる。
- (2) 過去の大規模地震では、電気が出火原因とされる火災は半数以上を占めており、具体的には電熱器具や電気機器などが地震により散乱物等の可燃物に接触して出火する場合や電源コードや電気配線が損傷、短絡しアーク放電が発生し通電火災となる場合がある。

4 感震ブレーカーの設置による地震火災の防止効果

地震時の電気火災の主なケースとして、在宅時に揺れが発生し、使用中の電熱器具等の転倒や可燃物の接触等により出火するケースや、地震直後に停電し、電熱器具等の転倒、損傷や使用の状況を確認できないまま避難し、その後電気が復旧したことにより可燃物の接触等により出火するケースなどがある。

地震時の電気火災の発生を抑制するためには、避難時にブレーカーを落とすなど電気を遮断することが有効であるが、大規模地震における避難時は緊迫した状況であり、ブレーカーを自ら落とすという行動が困難な場合がある。避難行動要支援者等において、分電盤のブレーカーを落とすことが困難な場合や、外出時に地震が発生した際などは、電気を遮断できない状況が起こりうる。

感震ブレーカーは一定の震度において、自動的に電源を遮断できる装置であり、地震時の電気火災の抑制に効果的である。



5 感震ブレーカーのタイプと特徴、各戸の状況に合わせて選ぶ際のポイント

- (1) 感震ブレーカーには、分電盤の主ブレーカーを落とすものやコンセントから先の電気器具を対象に電気を遮断するものがある。

感震ブレーカーのタイプ	特徴
分電盤タイプ	○新築時に設置するか、分電盤の交換等の際に設置することが可能 ○感震機能、通電遮断の安定性が高い ○避難時間を確保するための機能を持つものもある
簡易タイプ	○既存のブレーカーに対して追加設置が可能 ○比較的低コストで設置でき、多くの家庭での設置が期待できる ○重りを落下させるものは、設置方法により通電遮断の作動精度が低下するおそれがある
コンセントタイプ	○作動時に未設置のコンセントへの通電を確保することができる ○コンセント以外の配線、屋内配線及び未設置のコンセントでは火災発生を防げない

- (2) 感震ブレーカーを設置する際は、それぞれのタイプの特徴を理解したうえで、各戸の状況に合わせ設置することが重要である。

- (3) 円滑に普及を図る観点から、新築住宅に対しては分電盤タイプ（内蔵型）、既存住宅に対しては修繕の機会等を捉えて分電盤タイプ（後付型）の設置を進めることを基本とし、木造密集市街地等においては、必要に応じて簡易タイプやコンセントタイプも活用しながら速やかに設置を進める。

2 感震ブレーカーの普及推進体制の構築

本〇〇（都道府県名）において、下記の関係者と連携し、感震ブレーカーの普及を推進する。

＜当都道府県における感震ブレーカーの普及推進関係者＞

- (1) 関係部局（防災部局、都市整備部局、福祉部局、教育部局・・・）
- (2) 都道府県内の市区町村、消防本部
- (3) 住宅関係者（住宅産業協会、日本賃貸住宅管理協会・・・）
- (4) 電気関係者（電気保安協会、送配電事業者、電力会社・・・）
- (5) 福祉関係者（社会福祉協議会、・・・）
- (6) 教育関係者（教育委員会、こども会連合会・・・）
- (7) 防災関係者（防災協会、・・・）
- (8) 女性防火クラブ
- (9) 商工会
- (10) マスメディア（テレビ局、ラジオ局、新聞社、・・・）
- (11) 消費生活センター
- (12) 保険関係者（共済組合、損害保険協会、・・・）
- (13) その他（各地域に繋がりのある団体）

（解説）関係者ごとに期待される役割（例）

各地域の火災予防や地震対策に係る既往の推進体制を基礎としつつ、感震ブレーカーの普及推進における主な関係者との協働体制を構築する。これに当たり、各自治体の実情に合わせた体制とすることが重要であり、協力に向けた調整ができたものから、徐々に体制を広げていくことが考えられる。

都道府県レベルの体制構築の進め方として、例えば、防災会議において、地域防災計画に感震ブレーカーの普及推進を位置づける際の機会等を捉え、当該地域の感震ブレーカーの普及推進における主な関係者から構成される協議会等を開催すること等が考えられる。

関係者（例）	役割（例）	具体的取組内容（例）
防災部局	防災施策の一環として感震ブレーカー普及のとりまとめを担うほか、防災訓練等を通じて感震ブレーカーの普及を図る。	○防災訓練時の広報 ○協議会の開催 等
都市整備部局	木造密集市街地等の延焼の危険性が高い地域について取りまとめる。	○建築関係者や住宅関係者への協力依頼 等
福祉部局	福祉施設や医療機関と連携し、特に高齢者に対し広報を実施。	○デイサービスや訪問介護時等の広報依頼 等
市区町村	地域の実情を把握しており、普及啓発、設置促進について住民に近い立場から具体的な推進を担う。	○各部局を通じた広報活動 ○自主防災組織や女性防火クラブ等の地域ボランティアへの協力依頼 等

消防本部	火災予防や防災に関する知識・経験を基に、地域に密着した感震ブレイカーに係る広報等を実施。	○住宅防火の取組と合わせた広報啓発 ○火災予防運動等のイベントを通じた広報 等
住宅関係事業者	新築及び既存住宅の修繕等の機会を捉え、感震ブレイカーの普及を図る。	○展示会等での広報 ○建主や居住者への周知、感震ブレイカーの取扱製品の紹介 等
電気関係事業者	電気設備の定期点検等の機会を捉え感震ブレイカーの必要性について広報を実施。	○イベント等を利用した広報 ○定期点検時の周知 等
商工会	地域の小売店や工務店に店頭販売や取付事業などの業務を依頼。	○店頭販売 ○取付事業 等
福祉関係者	福祉サービスの等で訪問する機会を捉え、居住者や家族に広報を実施。	○デイサービス送迎時の周知 ○在宅介護時の周知 等
教育関係者	学校、幼稚園で行う防災訓練等の機会を捉え、地震火災の危険性等の周知を行う。	○教育を通じた周知 ○チラシ等による保護者への周知 等
防災関係者	防災士会や防災協会等の講習会や講演会を通じて感震ブレイカーの普及啓発を行う。	○講習会、講演会等での周知 ○防災訓練等時の周知 等
女性防火クラブ	戸別訪問等の広報や取付支援の協力を得て普及啓発を実施。	○戸別訪問等の広報 等
地域マスメディア	テレビ局やラジオ局等の幅広いメディアと連携し様々な場で広報を実施。	○番組での周知 ○広報誌での周知 等
消費生活センター	様々な問合せや苦情に対する対応。	○苦情対応 ○様々な問合せ対応 等
保険関係者	各事業所やお宅訪問の際に普及啓発を実施。	○保険案内時の周知 等
その他	上記以外にも各地域に繋がりのある団体、事業者と連携し普及推進を図る。	○広報活動 ○取付支援 等

3 重点エリア等の設定

地震時には火災の同時多発や、消防力の劣勢、水利の使用不可、道路通行障害等により、消火困難となり、大規模火災に至る場合がある。本〇〇（都道府県名）においては、大規模火災に至る危険性が高いエリアについて、重点エリアとして優先的に設置を進めることとする。具体的には、火災延焼の危険性（築年数が経過した木造住宅が密集、道路狭隘等）、当該地域における過去の被災状況（過去の地震災害や火災等）を踏まえ、以下のとおり重点エリア等を設定する。（また、〇〇年までに検討を行い、重点エリアを設定する。）

(1) 重点エリアとなる対象地域： _____、 _____

(2) 優先的に設置を進める対象建物： _____、 _____

(解説) 重点エリア等の設定

感震ブレーカーの普及にあっては、地域を指定せず全ての地域を対象とすることが望ましいが、新築や改修に伴う分電盤タイプへの切替えは時間がかかることから、地震時において火災の延焼の危険性が高い木造密集市街地等や、津波からの避難に伴い火災の発見遅れや消火活動が困難となるおそれがある津波浸水想定区域等については、出火防止の重要性を考慮し、重点エリアとして設定することが適当である。

重点エリアの設定に当たっては、市区町村と連携し、重点エリアとすべき地域を適切に設定することが重要である。

<対象地域の目安(例)>

- 1 家屋の倒壊や道路の遮断により消火活動が困難となる地域
- 2 都市計画法において、「市街地における火災の危険を防除するため定める地域」
- 3 大規模地震時に津波による浸水が想定されることにより消火活動が困難となる区域
- 4 その他火災の発生時に消火困難・避難困難と想定される地域

<対象建物(例)>

- 1 老朽化した木造建築物
- 2 旧耐震基準の建物

4 感震ブレーカーの設置状況の把握等

管内における感震ブレーカーの設置状況を把握する。実施にあたっては、以下の事項を基本とし、具体的な調査内容及び実施方法については市区町村と調整の上実施する。なお、設置状況の把握は定期(_____年に1度)に行う。また、その結果を踏まえ、必要に応じて取組内容の見直し等を行う。

(1) 調査対象地域：_____

(2) 調査対象世帯：_____

(3) 調査実施主体：_____

(4) 調査内容：_____, _____, _____

(5) 調査手法：_____

(解説) 設置状況の把握

設置状況の把握は、都道府県と市区町村が協力して実施する方法と、独自に実施する方法がある。都道府県と市区町村で協力して実施する場合には、各市区町村ごとに対象地域の調査を行い、都道府県は市区町村の調査結果をとりまとめることが考えられる。結果については公表し、周知することが普及推進に効果的である。ただし、調査方法により結果に差異が生じる可能性があることを念頭に調査手法を決定することが重要である。

<設置状況の調査方法(例)>

- 1 調査対象地域：全域／重点エリア
- 2 調査対象世帯：全数調査／標本調査
- 3 調査実施主体：都道府県／都道府県と市区町村が連携／外部の調査期間

- 4 調査内容：感震ブレイカー設置の有無／設置している感震ブレイカーのタイプ等／住民における感震ブレイカーの認知度
- 5 調査手法：アンケート調査（郵送／インターネット）／戸別訪問にて聞き取り調査

5 感震ブレイカーの設置に係る支援等

市区町村において、感震ブレイカーの購入・取付に対して支援を行っている場合には、当該事業に対し本〇〇（都道府県名）においても支援を行い、効果的な普及推進を図る。

(1) 購入支援

ア 支援対象地域：____、____
（各市区町村による支援制度の対策に準じる）

イ 支援対象世帯：____、____
（各市区町村による支援制度の対策に準じる）

ウ 支援対象費用：感震ブレイカーの購入及び取付に対し、市区町村が支援する全額の〇％を上限とする。

(2) 取付支援

簡易タイプやコンセントタイプの感震ブレイカーを購入後、当該住民が自ら設置できない場合があることから、市区町村や関係事業者と協力し、取付方法に関する情報提供や取付作業の補助等を行う。

（解説）設置に対する支援（補助制度）

感震ブレイカーの普及を推進する上で、各地域の状況に応じ、購入や取付に係る支援も重要である。なお、計画例としては市区町村の補助制度に対して都道府県が支援する例を記載しているが、都道府県独自の補助も考えられる。

1 購入支援

早急に対策をしなくてはならない地域（重点エリア）については、住民の意欲を高め設置を促進するため、購入に対し補助を行うことも効果的である。

2 取付支援

住宅防火の戸別訪問等の機会を捉え、自力で取付作業の可否等を把握し、関係者の協力を得て取付支援を行うこと等が考えられる。

(3) 相談窓口

住民からの感震ブレイカーに関する問合せが予想されるため、相談窓口を設定する等して対応する。

（解説）相談窓口（必要に応じ設置）

想定される質問内容と回答を整理し、市民の疑問解決に努めることが重要である。相談窓口のほか、ホームページにFAQを掲載することも有効である。なお、感震ブレイカーの普及推進に伴い、通常より高価な商品の売りつけや高額な交換工事費を要求する業者が現れる可能性があることから、不必要な交換工事や悪質な売り込みに対する問合せ対応や注意喚起が重要である。

〇〇都道府県の体制構築（組織編成及び活動範囲）

別添

※関係者との調整ができた内容について随時追加する

〇〇都道府県 関係部局・関係者	期待する役割（具体的な取組方法は今後調整）

〇〇（都道府県名）感震ブレーカーの普及推進に関する計画（例）

本計画（例）については、実情に合わせ加除等行い自由に書き換えて使用してください。
なお、網掛け箇所は記入の一例となります。

第 1 目的

大規模地震時には、住民等が避難を要することにより、火災の発見、通報、初期段階での消火が遅れ、また、災害の同時発生により、消防力が不足し、水道管の破断等により消防水利が確保できないなど、消火活動が困難な状況となり、特に木造密集市街地等では大規模な火災につながるおそれがある。近年の大規模地震においては、電気に起因する火災が多く発生しており、地震時の電気火災リスクを低減するため、感震ブレーカーの普及を推進することが必要である。

このような観点から、**A 県** 地域防災計画において、感震ブレーカーの普及が位置づけられたところであり、その実効性を確保するため、本計画において地域の実情に即した形での体制作り等、感震ブレーカーの普及推進について具体的な取組内容を定める。

第 2 普及推進に向けた取組の進め方

感震ブレーカーの普及推進にあたって、主な取組の流れは以下のとおりである。各地域の火災予防や地震対策の推進体制を基礎としつつ、感震ブレーカーの普及推進における主な関係者との協働体制を構築するとともに、本 **A 県** 内の実情に即した必要な取組を進めるものとする。

＜感震ブレーカーの普及推進の取組＞

- 1 感震ブレーカーに関する広報啓発
- 2 感震ブレーカーの普及推進体制の構築
- 3 重点エリア等の設定
- 4 感震ブレーカーの設置状況の把握等
- 5 感震ブレーカーの設置に係る支援等

（解説）感震ブレーカー普及推進全体の流れ

感震ブレーカーの普及推進に関する計画においては、当該地域における取組の進め方、取組の具体的な内容として、広報啓発、普及推進体制の構築、重点エリア等の設定、設置状況の把握のための調査、設置に係る支援等について定め、地域の実情に合わせて設置率等の目標を設定する等しながら進捗を管理し、必要に応じて計画や取組内容の見直しを行っていくことが重要である。

第 3 取組の具体的な内容

1 感震ブレーカーに関する広報啓発

地震火災の予防の観点から、感震ブレーカーについて、住民の理解を促進し、円滑な普及推進を図るため、関係者と連携し、幅広く普及啓発を行う。

消防庁及び内閣府による感震ブレーカーの設置支援状況等の調査（令和6年）においては、多くの自治体が今後の課題として、感震ブレーカーの認知度や通電火災の危険性に対する認知度の向上が必要であると回答している。このため、まずは地域住民への感震ブレーカーの広報啓発を行うことが重要である。

1 大規模地震時の火災の危険性

- (1) 大規模地震時に火災が発生した場合、速やかに消火活動を行うことが困難となることから、延焼火災につながる危険性が高く、広範囲な地域が焼失する可能性がある。
- (2) 阪神・淡路大震災や東日本大震災では、地震による火災の半数以上を電気に起因する火災が占めており、地震による停電後の不在時に通電した際、火災が発生した例もある。特に木造密集市街地等の延焼火災の可能性が高い地域においては、火災の危険性が大幅に増加する。

2 感震ブレーカーの設置など地震火災への対策

地震火災対策として、住まいの耐震化、家具の転倒防止対策、燃えやすい物を燃焼器具の近くに置かない等様々な方法があり、その中の一つとして感震ブレーカーがある。

- (1) 感震ブレーカーの設置
- (2) 住宅の耐震化
- (3) 家具の転倒防止措置
- (4) 身の回りの整理整頓
- (5) 住宅用消火器の設置
- (6) 住宅用火災警報器の設置・維持管理
- (7) 電気の遮断
- (8) 周辺機器（電気器具、暖房器具等）の異常確認
- (9) 自主防災組織等や訓練への参加



3 大規模地震時の電気火災のメカニズム

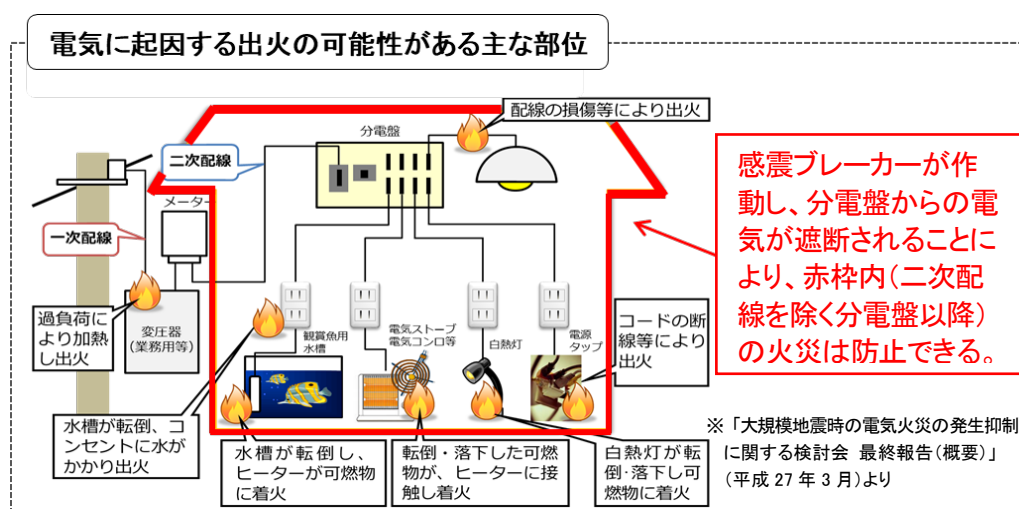
- (1) 電気火災の出火元として、電熱器具や電気機器、電気配線、配線器具などが考えられる。
- (2) 過去の大規模地震では、電気が出火原因とされる火災は半数以上を占めており、具体的には電熱器具や電気機器などが地震により散乱物等の可燃物に接触して出火する場合や電源コードや電気配線が損傷、短絡しアーク放電が発生し通電火災となる場合がある。

4 感震ブレーカーの設置による地震火災の防止効果

地震時の電気火災の主なケースとして、在宅時に揺れが発生し、使用中の電熱器具等の転倒や可燃物の接触等により出火するケースや、地震直後に停電し、電熱器具等の転倒、損傷や使用の状況を確認できないまま避難し、その後電気が復旧したことにより可燃物の接触等により出火するケースなどがある。

地震時の電気火災の発生を抑制するためには、避難時にブレーカーを落とすなど電気を遮断することが有効であるが、大規模地震における避難時は緊迫した状況であり、ブレーカーを自ら落とすという行動が困難な場合がある。避難行動要支援者等において、分電盤のブレーカーを落とすことが困難な場合や、外出時に地震が発生した際などは、電気を遮断できない状況が起こりうる。

感震ブレーカーは一定の震度において、自動的に電源を遮断できる装置であり、地震時の電気火災の抑制に効果的である。



5 感震ブレーカーのタイプと特徴、各戸の状況に合わせて選ぶ際のポイント

- (1) 感震ブレーカーには、分電盤の主ブレーカーを落とすものやコンセントから先の電気器具を対象に電気を遮断するものがある。

感震ブレーカーのタイプ	特徴
分電盤タイプ	○新築時に設置するか、分電盤の交換等の際に設置することが可能 ○感震機能、通電遮断の安定性が高い ○避難時間を確保するための機能を持つものもある
簡易タイプ	○既存のブレーカーに対して追加設置が可能 ○比較的低コストで設置でき、多くの家庭での設置が期待できる ○重りを落下させるものは、設置方法により通電遮断の作動精度が低下するおそれがある
コンセントタイプ	○作動時に未設置のコンセントへの通電を確保することができる ○コンセント以外の配線、屋内配線及び未設置のコンセントでは火災発生を防げない

- (2) 感震ブレーカーを設置する際は、それぞれのタイプの特徴を理解したうえで、各戸の状況に合わせ設置することが重要である。

- (3) 円滑に普及を図る観点から、新築住宅に対しては分電盤タイプ（内蔵型）、既存住宅に対しては修繕の機会等を捉えて分電盤タイプ（後付型）の設置を進めることを基本とし、木造密集市街地等においては、必要に応じて簡易タイプやコンセントタイプも活用しながら速やかに設置を進める。

2 感震ブレーカーの普及推進体制の構築

本 A 県において、下記の関係者と連携し、感震ブレーカーの普及を推進する。

＜当 A 県における感震ブレーカーの普及推進関係者＞

- (1) 関係部局（防災部、都市整備部、福祉社会部）
- (2) 都道府県内の市区町村、消防本部
- (3) 住宅関係者（A 県木造住宅協会、日本賃貸住宅管理協会 A 県支部）
- (4) 電気関係者（A 県電気協会、A 県電気工事工業組合）
- (5) 福祉関係者（A 県社会福祉協議会）
- (6) 教育関係者（A 県教育委員会、A 県こども会連合会）
- (7) 防災関係者（A 県防災消防協同組合、日本防災士会 A 県支部）
- (8) 女性防火クラブ
- (9) 商工会
- (10) マスメディア（A B C 広告代理店、A A ラジオ局）
- (11) 消費生活センター
- (12) 保険関係者（A 県共済組合、損害保険協会 A 県支部）
- (13) その他（A 県ヤクルト販売）

（解説）関係者ごとに期待される役割（例）

各地域の火災予防や地震対策に係る既往の推進体制を基礎としつつ、感震ブレーカーの普及推進における主な関係者との協働体制を構築する。これに当たり、各自治体の実情に合わせた体制とすることが重要であり、協力に向けた調整ができたものから、徐々に体制を広げていくことが考えられる。

都道府県レベルの体制構築の進め方として、例えば、防災会議において、地域防災計画に感震ブレーカーの普及推進を位置づける際の機会等を捉え、当該地域の感震ブレーカーの普及推進における主な関係者から構成される協議会等を開催すること等が考えられる。

関係者（例）	役割（例）	具体の取組内容（例）
防災部局	防災施策の一環として感震ブレーカー普及のとりまとめを担うほか、防災訓練等を通じて感震ブレーカーの普及を図る。	○防災訓練時の広報 ○協議会の開催 等
都市整備部局	木造密集市街地等の延焼の危険性が高い地域について取りまとめる。	○建築関係者や住宅関係者への協力依頼 等
福祉部局	福祉施設や医療機関と連携し、特に高齢者に対し広報を実施。	○デイサービスや訪問介護時等の広報依頼 等
市区町村	地域の実情を把握しており、普及啓発、設置促進について住民に近い立場から具体的な推進を担う。	○各部局を通じた広報活動 ○自主防災組織や女性防火クラブ等の地域ボランティアへの協力依頼 等

消防本部	火災予防や防災に関する知識・経験を基に、地域に密着した感震ブレーカーに係る広報等を実施。	○住宅防火の取組と合わせた広報啓発 ○火災予防運動等のイベントを通じた広報 等
住宅関係事業者	新築及び既存住宅の修繕等の機会を捉え、感震ブレーカーの普及を図る。	○展示会等での広報 ○建築主や居住者への周知、感震ブレーカーの取扱製品の紹介 等
電気関係事業者	電気設備の定期点検等の機会を捉え感震ブレーカーの必要性について広報を実施。	○イベント等を利用した広報 ○定期点検時の周知 等
商工会	地域の小売店や工務店に店頭販売や取付事業などの業務を依頼。	○店頭販売 ○取付事業 等
福祉関係者	福祉サービスの等で訪問する機会を捉え、居住者や家族に広報を実施。	○デイサービス送迎時の周知 ○在宅介護時の周知 等
教育関係者	学校、幼稚園で行う防災訓練等の機会を捉え、地震火災の危険性等の周知を行う。	○教育を通じた周知 ○チラシ等による保護者への周知 等
防災関係者	防災士会や防災協会等の講習会や講演会を通じて感震ブレーカーの普及啓発を行う。	○講習会、講演会等での周知 ○防災訓練等時の周知 等
女性防火クラブ	戸別訪問等の広報や取付支援の協力を得て普及啓発を実施。	○戸別訪問等の広報 等
地域マスメディア	テレビ局やラジオ局等の幅広いメディアと連携し様々な場で広報を実施。	○番組での周知 ○広報誌での周知 等
消費生活センター	様々な問合せや苦情に対する対応。	○苦情対応 ○様々な問合せ対応 等
保険関係者	各事業所やお宅訪問の際に普及啓発を実施。	○保険案内時の周知 等
その他	上記以外にも各地域に繋がりのある団体、事業者と連携し普及推進を図る。	○広報活動 ○取付支援 等

3 重点エリア等の設定

地震時には火災の同時多発や、消防力の劣勢、水利の使用不可、道路通行障害等により、消火困難となり、大規模火災に至る場合がある。本 A 県 においては、大規模火災に至る危険性が高いエリアについて、重点エリアとして優先的に設置を進めることとする。具体的には、火災延焼の危険性（築年数が経過した木造住宅が密集、道路狭隘等）、当該地域における過去の被災状況（過去の地震災害や火災等）を踏まえ、以下のとおり重点エリア等を設定する。（また、令和 8 年までに検討を行い、重点エリアを設定する。）

(1) 重点エリアとなる対象地域： 木造密集市街地、津波浸水想定区域

(2) 優先的に設置を進める対象建物： 老朽化した木造住宅、旧耐震基準建物

(解説) 重点エリア等の設定

感震ブレーカーの普及にあっては、地域を指定せず全ての地域を対象とすることが望ましいが、新築や改修に伴う分電盤タイプへの切替えは時間がかかることから、地震時において火災の延焼の危険性が高い木造密集市街地等や、津波からの避難に伴い火災の発見遅れや消火活動が困難となるおそれがある津波浸水想定区域等については、出火防止の重要性を考慮し、重点エリアとして設定することが適当である。

重点エリアの設定に当たっては、市区町村と連携し、重点エリアとすべき地域を適切に設定することが重要である。

<対象地域の目安(例)>

- 1 家屋の倒壊や道路の遮断により消火活動が困難となる地域
- 2 都市計画法において、「市街地における火災の危険を防除するため定める地域」
- 3 大規模地震時に津波による浸水が想定されることにより消火活動が困難となる区域
- 4 その他火災の発生時に消火困難・避難困難と想定される地域

<対象建物(例)>

- 1 老朽化した木造建築物
- 2 旧耐震基準の建物

4 感震ブレーカーの設置状況の把握等

管内における感震ブレーカーの設置状況を把握する。実施にあたっては、以下の事項を基本とし、具体的な調査内容及び実施方法については市区町村と調整の上実施する。なお、設置状況の把握は定期(1 年に1度)に行う。また、その結果を踏まえ、必要に応じて取組内容の見直し等を行う。

- (1) 調査対象地域: 県内全域、木造密集市街地
- (2) 調査対象世帯: 県内全世帯
- (3) 調査実施主体: 各市区町村
- (4) 調査内容: 設置状況、認知度、設置意思
- (5) 調査手法: インターネット、街頭調査

(解説) 設置状況の把握

設置状況の把握は、都道府県と市区町村が協力して実施する方法と、独自に実施する方法がある。都道府県と市区町村で協力して実施する場合には、各市区町村ごとに対象地域の調査を行い、都道府県は市区町村の調査結果をとりまとめることが考えられる。結果については公表し、周知することが普及推進に効果的である。ただし、調査方法により結果に差異が生じる可能性があることを念頭に調査手法を決定することが重要である。

<設置状況の調査方法(例)>

- 1 調査対象地域: 全域／重点エリア
- 2 調査対象世帯: 全数調査／標本調査
- 3 調査実施主体: 都道府県／都道府県と市区町村が連携／外部の調査期間

- 4 調査内容：感震ブレーカー設置の有無／設置している感震ブレーカーのタイプ等／住民における感震ブレーカーの認知度
- 5 調査手法：アンケート調査（郵送／インターネット）／戸別訪問にて聞き取り調査

5 感震ブレーカーの設置に係る支援等

市区町村において、感震ブレーカーの購入・取付に対して支援を行っている場合には、当該事業に対し本 **A 県** においても支援を行い、効果的な普及推進を図る。

(1) 購入支援

ア 支援対象地域：**県内全市区町村**、**津波浸水想定区域**
（各市区町村による支援制度の対策に準じる）

イ 支援対象世帯：**高齢者がいる世帯**、**要介護者、障害者手帳所有者がいる世帯**
（各市区町村による支援制度の対策に準じる）

ウ 支援対象費用：感震ブレーカーの購入及び取付に対し、市区町村が支援する全額の **50%** を上限とする。

(2) 取付支援

簡易タイプやコンセントタイプの感震ブレーカーを購入後、当該住民が自ら設置できない場合があることから、市区町村や関係事業者と協力し、取付方法に関する情報提供や取付作業の補助等を行う。

（解説）設置に対する支援（補助制度）

感震ブレーカーの普及を推進する上で、各地域の状況に応じ、購入や取付に係る支援も重要である。なお、計画例としては市区町村の補助制度に対して都道府県が支援する例を記載しているが、都道府県独自の補助も考えられる。

1 購入支援

早急に対策をしなくてはならない地域（重点エリア）については、住民の意欲を高め設置を促進するため、購入に対し補助を行うことも効果的である。

2 取付支援

住宅防火の戸別訪問等の機会を捉え、自力で取付作業の可否等を把握し、関係者の協力を得て取付支援を行うこと等が考えられる。

(3) 相談窓口

住民からの感震ブレーカーに関する問合せが予想されるため、相談窓口を設定する等して対応する。

（解説）相談窓口（必要に応じ設置）

想定される質問内容と回答を整理し、市民の疑問解決に努めることが重要である。相談窓口のほか、ホームページにFAQを掲載することも有効である。なお、感震ブレーカーの普及推進に伴い、通常より高価な商品の売りつけや高額な交換工事費を要求する業者が現れる可能性があることから、不必要な交換工事や悪質な売り込みに対する問合せ対応や注意喚起が重要で

A 県の体制構築（組織編成及び活動範囲）

別添

※関係者との調整ができた内容について随時追加する

A 県 関係部局・関係者	期待する役割（具体的な取組方法は今後調整）
防災部	取組全体のとりまとめ。
	設置率等の目標値の策定。
	協議会の開催。
都市整備部局	木造密集市街地等の延焼の危険性が高い地域についてのとりまとめ。
住宅関係事業者	新築や修繕等の機会を捉えて感震ブレーカーの必要性について広報を実施。
	イベント等を通じて建築主等へ地震火災の危険性を周知。
	感震ブレーカーの取扱い製品の紹介。
電気関係事業者	定期点検の機会を捉えて地震火災の危険性について広報を実施。
	団体内の製造業者にコストダウン等の依頼。
商工会	暖房器具販売時期にあわせた通電火災に関する広報を実施。
	感震ブレーカーの陳列、紹介。
福祉関係事業者	デイサービスの送迎時の機会を捉え、家族への広報を実施。
	訪問介護時の取付支援や感震ブレーカーの必要性について広報を実施。
教育関係者	防災訓練等の機会にあわせた地震火災対策の教育。
	チラシ等を利用して感震ブレーカーの必要について周知。